

監 査 第 107 号
平成25年(2013)12月19日

出 雲 市 長 長 岡 秀 人 様

出雲市議会議長 坂 根 守 様

出雲市監査委員 周 藤 滋

出雲市監査委員 吾 郷 紘 一

出雲市監査委員 川 上 幸 博

随時監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第5項の規定に基づく随時監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を報告します。

随 時 監 査 結 果 報 告 書

第 1 監査の対象

出納室、管財契約課、市民税課、健康増進課医療対策室、市民課、文化財課、環境施設課、都市計画課、下水道建設課、出雲科学館、平田支所市民福祉課、佐田支所市民サービス課、多伎支所市民サービス課、湖陵支所市民サービス課、大社支所市民サービス課、斐川支所市民生活課 以上 16 課等

第 2 監査の範囲

出納室及びつり銭の貸出のある課等への貸出状況とその管理体制について、重点的に監査を行った。

随時監査テーマ『つり銭の貸出状況とその管理体制』

第 3 監査の実施期間

平成 25 年(2013) 10 月 29 日から平成 25 年 (2013) 11 月 26 日まで

第 4 監査の方法

今回の監査は、関係各課（室）から予め監査資料の提出を求め、つり銭の貸出とその管理が適切に行われているかという観点からこれらを重点的に審査すると共に、関係職員に対する事情聴取等の方法により実施した。

第 5 監査の結果（総括）

この度の随時監査は、例月出納検査時につり銭貸出のある課等から提出される『一時貸出金 金種別報告書』を確認する中で、毎月の貸出額が多額であったり、『会計規則』による「出納機関の直接収納」が認められていない収入金にかかるつり銭の貸出があったり、つり銭を貸出するための法規が欠如していることが判明したため、業務改善の必要があると認め、地方自治法第 199 条第 5 項の規定に基づき随時監査を実施したところである。

関係各課（室）への指摘事項、改善・検討を要望する事項については、次のとおりである。

【出納室】

1. つり銭貸出に関する規則等の早急な整備について

つり銭が公金であることは明白であるので、つり銭の貸出しが「会計管理者の持つ保管金の一部を関係各課（室）長に払出し保管させる払出行為（保管場所の変更）」であったとしても、その貸出対象者（出納員であって各課（室）長ではない）や、貸

出、返納方法、返納時期（年度毎の返納）、貸出限度額、保管方法（毎月の保管状況の適切な把握）等について早急に明文化されたい。

2. 会計規則等の遵守について

『出雲市会計規則』に定められた「出納機関の直接収納」に該当しない収納のためのつり銭貸出や、『地方自治法施行令』、『出雲市会計規則』に定められた「私人に対する収納事務の委託」が行われている事務に対するつり銭貸出、また多額のつり銭貸出が行われている課等が見受けられた。これらは、会計規則等の認識不足によるものである。今後、業務を行ううえで、地方自治法、会計規則等を遵守し、公金の一部であるつり銭が「最も確実かつ有利な方法によって保管」されることを期待する。

あわせて、職員が業務で現金を収納することは例外であり、その際は、出納員や現金取扱員の任命が必要となる旨も、各課へ周知されたい。

3. つり銭の準備等について

指定金融機関からの申出により、各課からの両替は平成18年10月1日から1日1回となったとのことであり、これを機につり銭が不足しないよう、出納室からつり銭を多く借りるようになった課等もあるようである。早急に指定金融機関及び関係各課（室）と協議し、両替の回数について検討されたい。

あわせて、課毎に多額のつり銭を準備することは、防犯面でも好ましくないので、出納室で予備用つり銭を一括準備されることも検討されたい。

4. 出納機関の直接収納について

下水道建設課の受益者負担金、分担金など「納期限経過前の収入金」を直接収納している事例が見受けられたが、これは出雲市会計規則第10条による「出納機関の直接収納」可能な収入金として指定されていないため、会計規則に沿った取り扱いを行うように指導されたい。また、「納期限経過前の収入金」について、やむを得ず現金による直接収納が必要であれば、会計規則に沿った指定を早急に行われたい。ただし、こうした例外を作ることは、市全体の徴収、収納事務に少なからず影響を与えると思われるので、慎重に取り扱われたい。

5. 業務への問題意識について

1から4で指摘した内容は、いずれも日ごろからの業務に対する問題意識の薄さに起因すると考える。つり銭貸出業務自体は、出納室業務としては小さな業務かもしれないが、前述の問題点等について関係各課（室）に適切な指導・助言を行うことは、出納室業務の一環と考える。今後業務を行ううえで、常に問題意識を持って取り組み、その「権限と責任」において、適正で円滑なつり銭貸出業務を行われたい。

あわせて、この度の指摘事項についてすみやかに改善計画を作成され、監査委員へ提出されたい。

【市民課】

1. 妥当なつり銭額について

つり銭として多額の現金が必要な理由は理解できたが、近隣で人口が同規模の自治体と比較して、つり銭貸出額が非常に多い。あくまでもつり銭は公金であるということや、管理上、安全上の問題もあることを再認識し、課内での手数料の精算時点や精算回数等を検証し、つり銭の金額が適当かどうか検討されたい。

あわせて、出納室、指定金融機関とも協議のうえ、つり銭を減額するよう努力されたい。

2. 斎場使用料について

斎場使用許可証の交付は市民課および各支所の窓口で行われているが、斎場使用料は各斎場で納付されている。許可証の交付に併せ使用料を収納することが合理的であり、市民にとってもワンストップサービスとなり、サービス向上に資すると考える。

使用料の納付方法について、検討の余地があると考えるので、斎場所管課である環境施設課とも協議されたい。

【環境施設課】

1. つり銭の準備について

一般廃棄物手数料の徴収については、「出雲エネルギーセンター、出雲クリーンセンター、平田不燃物処理センター、佐田クリーンセンター」に事務委託した旨が告示されているが、「出雲エネルギーセンター」にのみ出納室からつり銭が貸出されており、それ以外については受託者側で準備しているとのことである。同様に徴収事務を委託しているのであれば、「出雲エネルギーセンター」についても受託者側で準備すべきと考えるので、今後検討されたい。

2. 私人に対する徴収事務の委託等について

「斐川クリーンステーション」については、『トラックスケール業務契約書』で「斐川クリーンステーションに搬入される廃棄物の計量及び処理手数料の徴収業務並びに、これに付随する業務を受注者に委託する。」となっているので、速やかに徴収事務委託に関する告示、公表をされたい。

あわせて、会計規則に沿った受託者による収入金の払込みとされたい。

3. 斎場使用料について

斎場使用許可証の交付は市民課および各支所の窓口で行われているが、斎場使用料は各斎場で納付されている。許可証の交付に併せ使用料を収納することが合理的であり、市民にとってもワンストップサービスとなり、サービス向上に資すると考える。

使用料の納付方法について、検討の余地があると考えるので、市民課および各支所と協議されたい。

【都市計画課】

1. 私人に対する徴収事務の委託にかかる告示、公表について

『一の谷公園テニスコート照明使用料』の徴収については私人に委託しており、その際には告示、公表（市の広報紙に掲載）が必要であるが、近年は行われていない。地方自治法施行令によると、「歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、普通地方公共団体の長は、その旨を告示し、かつ、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならない。」となっているので、毎年度業務委託契約を行うのであれば、その都度、告示、公表をされたい。

2. つり銭の準備について

『私人に対する徴収事務の委託』を行っているのであれば、つり銭は受託者側で準備すべきと考えるので、今後検討されたい。

【下水道建設課】

1. 会計規則にない現金の直接収納について

自治体における収納事務において、現金による収納が可能なものは限定されており、出雲市会計規則第10条によると、例えば受益者負担金・分担金で納期限経過前のもものは該当しない。受益者負担金等で窓口において直接納付されるものには、納期限を経過していないものが含まれていることもあるが、たとえ市民サービスと収納率向上のためとはいえ、それを収納するという規則に沿わない取扱いをすることは問題である。今後、どうしてもこの業務を行ううえで、つり銭が必要ならば、会計規則に沿って市長が現金による収納可能な収入金として指定をうける方向で出納室と協議されたい。しかし、こうした例外を作ることは、市全体の徴収、収納事務に少なからず影響を与えると思われるので、慎重に取り扱われたい。

2. 領収証書について

「納期限経過後の収入金」を窓口等で直接収納する際に使用している領収証書を、出雲市会計規則第11条第1項の「領収証書綴りによる用紙」を用いることとされたい。

【大社支所 市民サービス課】

1. 妥当なつり銭額について

大社支所は、他支所と比べ、多額のつり銭貸出を受けている。今後、その必要額を再検討し、減額するよう努められたい。特に、『「大社町史」販売窓口つり銭』5万円については、その必要性を認めないので、至急出納室へ返納されたい。

第6 つり銭の貸出状況

平成25年10月末現在のつり銭の貸出状況は次の表のとおりである。

(単位：円)

貸出課等	つり銭の名称	10月末貸出額
管財契約課	来庁者用カラーコピー機つり銭	7,580
市民税課	税務諸証明手数料等つり銭	50,000
健康増進課医療対策室	乙立里家診療所のつり銭	60,000
健康増進課医療対策室	出雲休日・夜間診療所のつり銭	50,000
健康増進課医療対策室	日御碕診療所のつり銭	10,000
健康増進課医療対策室	鷺浦診療所のつり銭	10,000
健康増進課医療対策室	橋波診療所のつり銭	10,000
市民課	市民課で取り扱う戸籍・住民票等手数料のつり銭	280,000
市民課	本庁ATMコーナー内自動交付機用つり銭	15,000
市民課	本庁市民課西側自動交付機用つり銭	15,000
市民課	土日窓口サービス用つり銭	50,000
文化財課	出雲弥生の森博物館ミュージアムショップつり銭	60,000
環境施設課	湖西斎場使用料のつり銭	50,000
環境施設課	出雲エネルギーセンターごみ処理手数料現金出納業務つり銭	110,000
環境施設課	斐川クリーンステーションごみ処理手数料のつり銭	30,000
都市計画課	一の谷公園テニスコート照明使用料に係るつり銭	20,000
下水道建設課	受益者負担金分担金用つり銭	15,000
出雲科学館	出雲科学館ミュージアムショップつり銭	50,000
平田支所(市民福祉課)	窓口収納用等つり銭	100,000
佐田支所(市民サービス課)	窓口収納用等つり銭	50,000
多伎支所(市民サービス課)	窓口収納用等つり銭	50,000
湖陵支所(市民サービス課)	窓口収納用等つり銭	70,000

大社支所(市民サービス課)	窓口収納用等つり銭	100,000
大社支所(市民サービス課)	『大社町史』窓口販売つり銭	50,000
斐川支所(市民生活課)	窓口収納用等つり銭	70,000
合	計	1,397,580